

# 福祉・介護職員等処遇改善加算について①

【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、就労定着支援、就労選択支援、自立生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設】

## 概 要

- 障害福祉現場で働く方々にとって、令和 6 年度に 2.5%、令和 7 年度に 2.0% のベースアップへと確実につながるよう加算率の引上げを行う。
- 福祉・介護職員等の確保に向けて、福祉・介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた 4 段階の「福祉・介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う。
- 就労定着支援の就労定着支援員、自立生活援助の地域生活支援員、就労選択支援の就労選択支援員を、処遇改善加算等の対象に加える。

## 単位数

※ 福祉・介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に、以下の加算率を乗じる。  
加算率は、サービス毎の介護職員の常勤換算職員数に基づき設定。

| サービス区分     | 福祉・介護職員等処遇改善 |       |       |       |
|------------|--------------|-------|-------|-------|
|            | I            | II    | III   | IV    |
| 居宅介護       | 41.7%        | 40.2% | 34.7% | 27.3% |
| 重度訪問介護     | 34.3%        | 32.8% | 27.3% | 21.9% |
| 同行援護       | 41.7%        | 40.2% | 34.7% | 27.3% |
| 行動援護       | 38.2%        | 36.7% | 31.2% | 24.8% |
| 重度障害者等包括支援 | 22.3%        |       | 16.2% | 13.8% |
| 生活介護       | 8.1%         | 8.0%  | 6.7%  | 5.5%  |
| 施設入所支援     | 15.9%        |       | 13.8% | 11.5% |
| 短期入所       | 15.9%        |       | 13.8% | 11.5% |
| 療養介護       | 13.7%        | 13.5% | 11.6% | 9.9%  |
| 自立訓練（機能訓練） | 13.8%        | 13.4% | 9.8%  | 8.0%  |
| 自立訓練（生活訓練） | 13.8%        | 13.4% | 9.8%  | 8.0%  |
| 就労選択支援     | 10.3%        | 10.1% | 8.6%  | 6.9%  |
| 就労移行支援     | 10.3%        | 10.1% | 8.6%  | 6.9%  |
| 就労継続支援 A 型 | 9.6%         | 9.4%  | 7.9%  | 6.3%  |

| サービス区分            | 福祉・介護職員等処遇改善 |       |       |       |
|-------------------|--------------|-------|-------|-------|
|                   | I            | II    | III   | IV    |
| 就労継続支援 B 型        | 9.3%         | 9.1%  | 7.6%  | 6.2%  |
| 就労定着支援            | 10.3%        |       | 8.6%  | 6.9%  |
| 自立生活援助            | 10.3%        | 10.1% | 8.6%  | 6.9%  |
| 共同生活援助（介護サービス包括型） | 14.7%        | 14.4% | 12.8% | 10.5% |
| 共同生活援助（日中サービス支援型） | 14.7%        | 14.4% | 12.8% | 10.5% |
| 共同生活援助（外部サービス利用型） | 21.1%        | 20.8% | 19.2% | 15.2% |
| 児童発達支援            | 13.1%        | 12.8% | 11.8% | 9.6%  |
| 医療型児童発達支援         | 17.6%        | 17.3% | 16.3% | 12.9% |
| 放課後等デイサービス        | 13.4%        | 13.1% | 12.1% | 9.8%  |
| 居宅訪問型児童発達支援       | 12.9%        |       | 11.8% | 9.6%  |
| 保育所等訪問支援          | 12.9%        |       | 11.8% | 9.6%  |
| 福祉型障害児入所施設        | 21.1%        | 20.7% | 16.8% | 14.1% |
| 医療型障害児入所施設        | 19.1%        | 18.7% | 14.8% | 12.7% |

（注）令和 6 年度末までの経過措置期間を設け、経過措置期間中は、現行の 3 加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、今般の改定による加算率の引上げを受けることができる等の激変緩和措置を講じる。

# 福祉・介護職員等処遇改善加算について②

## 算定要件等

- 新加算（Ⅰ～Ⅳ）は、加算・賃金改善額の職種間配分ルールを統一。（福祉・介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認める。）
- 新加算のいずれの区分を取得している事業所においても、新加算Ⅳの加算額の1／2以上を月額賃金の改善に充てることを要件とする。  
※ それまでベースアップ等支援加算を取得していない事業所が、一本化後の新加算を新たに取得する場合には、ベースアップ等支援加算相当分の加算額については、その2／3以上を月額賃金の改善として新たに配分することを求める。

加算率（※）

既存の要件は黒字、新規・修正する要件は赤字

|        |                     |                                                                                                                    | 対応する現行の加算等（※）                                                    | 新加算の趣旨                   |
|--------|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| 【8.1%】 | 新加算（福祉・介護職員等処遇改善加算） | Ⅰ 新加算（Ⅱ）に加え、以下の要件を満たすこと。<br>・ 経験技能のある福祉・介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること（生活介護の場合、介護福祉士25%以上等）                              | a. 処遇改善加算（Ⅰ）【4.4%】<br>b. 特定処遇加算（Ⅰ）【1.4%】<br>c. ベースアップ等支援加算【1.1%】 | 事業所内の経験・技能のある職員を充実       |
| 【8.0%】 |                     | Ⅱ 新加算（Ⅲ）に加え、以下の要件を満たすこと。<br>・ 改善後の賃金年額440万円以上が1人以上<br>・ 職場環境の更なる改善、見える化【見直し】（令和7年度）<br><del>グループごとの配分ルール【撤廃】</del> | a. 処遇改善加算（Ⅰ）【4.4%】<br>b. 特定処遇加算（Ⅱ）【1.3%】<br>c. ベースアップ等支援加算【1.1%】 | 総合的な職場環境改善による職員の定着促進     |
| 【6.7%】 |                     | Ⅲ 新加算（Ⅳ）に加え、以下の要件を満たすこと。<br>・ 資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備                                                                | a. 処遇改善加算（Ⅰ）【4.4%】<br>b. ベースアップ等支援加算【1.1%】                       | 資格や経験に応じた昇給の仕組みの整備       |
| 【5.5%】 |                     | Ⅳ ・ 新加算（Ⅳ）の1/2（2.7%）以上を月額賃金で配分<br>・ 職場環境の改善（職場環境等要件）【見直し】（令和7年度）<br>・ 賃金体系等の整備及び研修の実施等                             | a. 処遇改善加算（Ⅱ）【3.2%】<br>b. ベースアップ等支援加算【1.1%】                       | 福祉・介護職員の基本的な待遇改善・ベースアップ等 |

※ 加算率は生活介護のものを例として記載。

# 地域生活支援拠点等の機能の充実

地域移行を促進するため、地域生活支援拠点等関係の加算を強化

---

## ○新設

### ・地域生活支援拠点等機能強化加算(500単位/月)

「計画相談/障害児相談」+「自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援」を実施している事業所が情報連携等の担当者(拠点コーディネーター)を配置することで取得可能

→相互に連携していれば複数の事業所で条件を満たしてもよい

### ・緊急時受入加算(100単位/日)

通所系サービス(→生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型)も対象に

※地域生活支援拠点等に位置付けられている必要あり

## ○要件変更

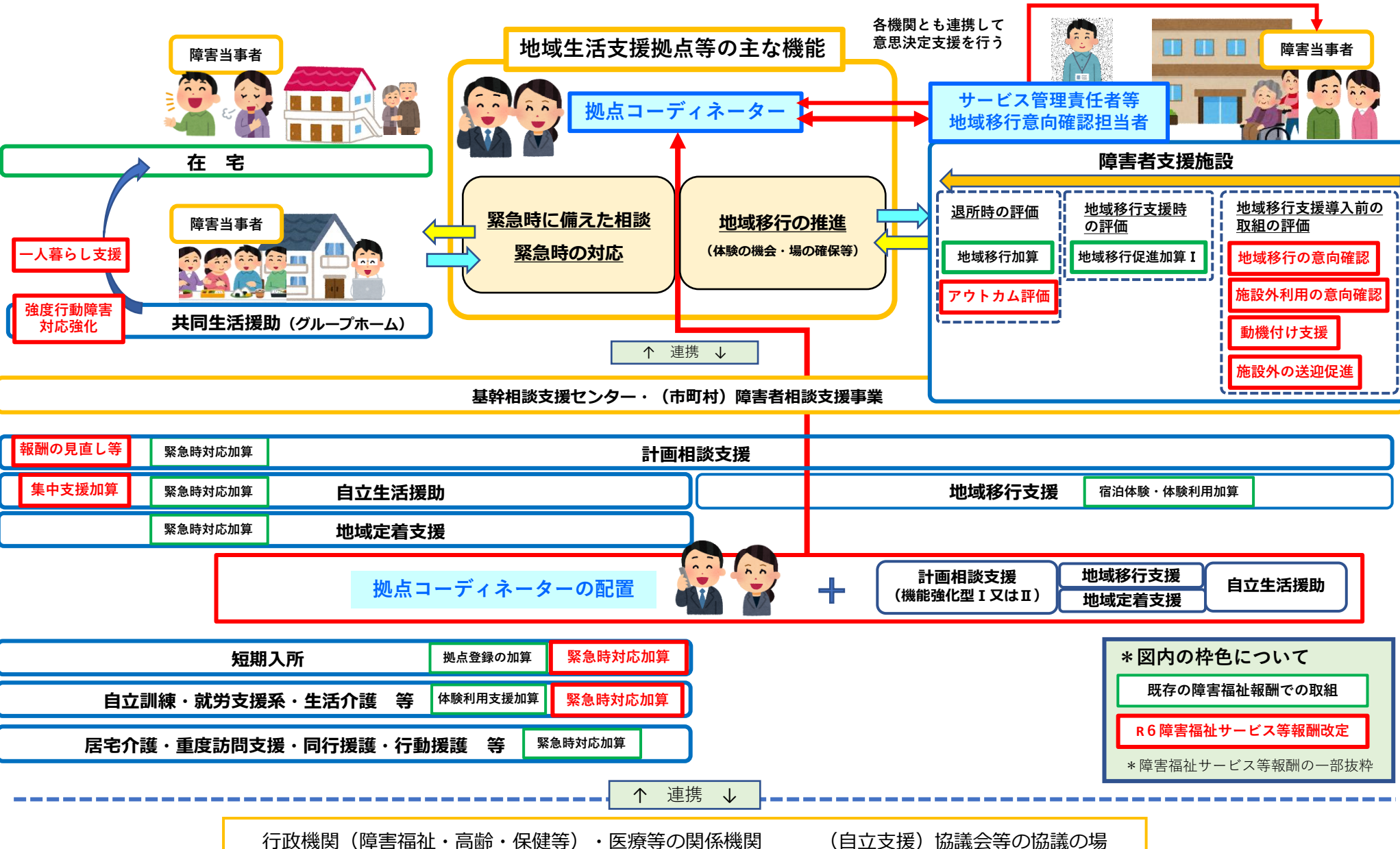
地域生活支援拠点等に指定されていれば加算とされていたもの(例:居宅介護における緊急時対応加算)

→「関係機関との連携調整に従事する者を配置する」が要件に追加

# 障害者支援施設からの地域移行に向けた取組の全体像（イメージ）

本人も家族も安心できる地域生活

本人の希望に応じた施設から地域生活への移行



# 強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実

## ①強度行動障害を有する者の受入体制の強化

### 【重度障害者支援加算（生活介護・施設入所支援）】

- 区分6以上行動関連項目10点以上の報酬区分を新設する。
- 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者の加配要件を廃止し、生活支援員に占める割合での評価とする（体制加算部分は廃止）。
- （現行）基準及び人員配置体制加算の配置数に加えて配置される基礎研修修了者1人（4時間程度以上）につき、利用者5人まで算定可（見直し後）生活支援員のうち基礎研修修了者の割合が20%以上

### 【重度障害者支援加算（短期入所）】

- 区分4,5の報酬区分を新設する。
- 標準的な支援を推進するため、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者が作成した支援計画シート等により適切な支援を行った場合の評価を新設する（基礎研修修了者の配置のみの加算部分は廃止）。

### 【重度障害者支援加算（共同生活援助）】

- 共同生活援助での受入体制を強化するため、利用者の状態や環境の変化等に対応するための初期のアセスメント等の評価を新設する。

### 【重度障害者支援加算（共通）】

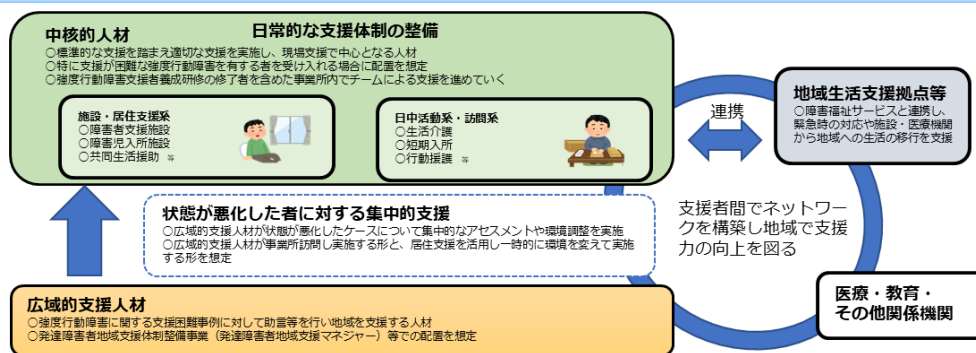
- 生活介護・施設入所支援・短期入所・共同生活援助において、行動関連項目の合計点が18点以上の者を受入れて中核的人材が作成する支援計画シート等により適切な支援を行った場合にさらに加算する。

## ②状態が悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援

- 高度な専門性により地域を支援する人材（広域的支援人材）が、事業所等を集中的に訪問等（情報通信機器を用いた地域外からの指導助言も含む）し、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理を共に行い環境調整を進め、支援を行った場合の評価を新設する。※期間は3か月を限度

### 【新設】集中的支援加算

- ・ 広域的支援人材が訪問等した場合の評価 1,000単位/回（月に4回を限度）
- ・ 状態が悪化した者を受け入れた施設等への評価 500単位/日



|             | 区分4以上かつ10点以上<br>※実践研修修了者配置 |                 | 【新設】18点以上の場合<br>※中核的人材養成研修修了者配置 |              | 区分6以上かつ10点以上<br>※実践研修修了者配置 |                  | 【新設】18点以上の場合<br>※中核的人材養成研修修了者配置 |              |
|-------------|----------------------------|-----------------|---------------------------------|--------------|----------------------------|------------------|---------------------------------|--------------|
| 生活介護・施設入所支援 | 受入・体制<br>180単位             | 初期<br>400単位     | 個別支援<br>+150単位                  | 初期<br>+200単位 | 【新設】受入・体制<br>360単位         | 【新設】初期<br>500単位  | 個別支援<br>+150単位                  | 初期<br>+200単位 |
| 短期入所        | 【新設】受入<br>30単位             | 【新設】体制<br>+70単位 | 個別支援<br>+50単位                   |              | 受入<br>50単位                 | 【新設】体制<br>+100単位 | 個別支援<br>+50単位                   |              |
| 共同生活援助      | 受入・体制<br>180単位             | 【新設】初期<br>400単位 | 個別支援<br>+150単位                  | 初期<br>+200単位 | 受入・体制<br>360単位             | 【新設】初期<br>500単位  | 個別支援<br>+150単位                  | 初期<br>+200単位 |

## ③行動援護における短時間の支援の評価等

- ニーズの高い短時間の支援を評価する（長時間の支援は見直し）。

### 【行動援護の基本報酬】（例）

- ・ 所要時間30分以上1時間未満の場合（現行）407単位 →（見直し後）437単位
- ・ 所要時間5時間30分以上6時間未満の場合（現行）1,940単位 →（見直し後）1,904単位

- 特定事業所加算に以下の要件を追加する。

- ・ 医療・教育等の関係機関との連携
- ・ 行動関連項目18点以上の者の受入れ
- ・ 中核的人材養成研修を修了したサービス提供責任者の配置

## ④重度障害者等包括支援における専門性の評価等

- 訪問系サービスにおいて有資格者による支援を評価する。

### 【新設】有資格者支援加算 60単位/日（1人1日当たり）

- 複数のサービス事業者による連携した支援を評価する。

### 【新設】外部連携支援加算 200単位/回（月4回を限度）

# 障害者の意思決定支援を推進するための方策

障がい者本人の意思を尊重し、選択の機会を確保するため事業所の指定基準を強化

---

## ○指定基準の追加(児童福祉法関係を除く全サービス)

### ・事業所が「利用者の意思決定の支援に配慮する」ことを努力義務化

利用者の自己決定を尊重することを原則とし、意思決定のために適切な支援を行う

→利用者が意思決定に困難を抱える場合でも、利用者の希望や課題を丁寧に把握しなければならない

### ・サービス等利用計画、個別支援計画

サービス担当者会議・個別支援会議について、利用者本人が参加するものとし、意向等の確認を行う

サビ管・児発管が作成した個別支援計画の相談支援事業者への交付を義務化

### ・サービス管理責任者の責務

利用者が意思決定に困難を抱える場合、適切な支援を行うよう努めなければならない

## 虐待防止措置

施設・事業所における障害者虐待防止の取組を徹底するため、障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等について、虐待防止措置未実施減算（所定単位数の1%を減算）を創設。

（参考）障害者虐待防止措置

- ① 虐待防止委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

## 身体拘束の適正化

- 身体拘束等の適正化の徹底を図るため、施設・居住系サービスについて、身体拘束廃止未実施減算の減算額を5単位から所定単位数の10%に引き上げ。訪問・通所系サービスについて、減算額を5単位から所定単位数の1%に見直す。

（※）施設・居住系：障害者支援施設（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練

訪問・通所系：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）

（参考）身体拘束適正化措置

- ① やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束適正化検討委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。

## 本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）

- 施設・事業所において、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき旨を障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知に明記。

## <各種様式等の簡素化・標準化>

- 障害福祉分野における各種様式については、規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）において、「障害福祉サービス等事業者及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、（中略）地方公共団体に対して提出する指定申請関連文書、報酬請求関連文書（中略）について、標準様式及び標準添付書類（以下「標準様式等」という。）を作成すること」、「標準様式等に関する検討結果を踏まえ（中略）電子的に申請・届出を可能とするためのシステムの整備について検討する」とされている。
- このため、**令和5年度中にサービス類型ごとに、標準様式等を作成**することとしており、標準様式等を作成後、地方公共団体に対して活用を促し、令和6年度以降、その普及の状況等を踏まえ、標準様式等の使用の基本原則化について検討を行うこととしている。
- また、令和6年度に「電子的に申請・届出を可能とするためのシステムの整備」に向けた検討を実施する予定。

### <標準様式等のイメージ（指定申請の場合）>

・現行の地方公共団体の申請様式等の構成を整理し、サービス類型を通じて共通の申請書、各サービス毎に記載が必要な事項をまとめた付表及び添付書類の一覧を作成する。

- ①指定申請書本体（サービスに関わらず共通の事項を記載）
- ②付表（各サービスごとに必要な項目を記載）
- ③添付書類の一覧（①や②の記載事項が正しいかを確認するための挙証資料）  
考えられる添付書類：登記の写し、従業員との雇用契約書、財務諸表 など

## <見守り支援機器導入による夜勤職員配置体制加算の要件の緩和>

- 見守り支援機器を導入したうえで入所者の支援を行っている障害者支援施設について、夜勤職員配置体制加算の要件を緩和（現行）前年度の利用者の数の平均値が21人以上40人以下の場合 夜勤**2人**以上  
⇒ 見守り機器を入所者数の15%以上設置：前年度の利用者の数の平均値が21人以上40人以下の場合 夜勤**1.9人**以上 等

## <管理者の兼務範囲の見直し・テレワークの取扱いの明確化>

- 管理者の責務として、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を常時適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことを示しつつ、訪問系サービス等の管理者について、こうした責務を果たせる場合であって、事故発生時等の緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合にあっては、**同一敷地内等に限らず兼務できる旨を示す。**
- **管理者について、管理上支障が生じない範囲内においてテレワークを行うことが可能**であることを示す。また、**管理者以外の職種又は業務について、テレワークについて具体的な考え方を示す。**

# 業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化

非常時でもサービスを継続的に提供できる体制を構築するため、各計画の策定を義務化

## ○業務継続計画(BCP)の策定等が指定基準に追加

### ・新規指定および指定更新を受ける場合、BCP策定が必須化

令和3年報酬改定時に示された通り、経過期間3年が経過する令和6年4月1日以降「計画の策定」「研修の実施」「訓練の実施」等が義務化→感染症に対するBCP、非常災害(自然災害)に対するBCPの2つを策定する

[介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修資料・動画 | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](#)

### ・業務継続計画未策定減算の新設(全サービス)

入所系サービス、療養介護は所定単位の3%減算

その他のサービスは所定単位の1%減算

### ・経過措置

一部サービスは一定の取組を行っている場合減算への経過措置あり

※経過措置に関わらず、**新規指定・指定更新は受けられないので注意**

# 障害者支援施設等における医療機関との連携強化・感染症対応力の向上

感染症発生時に備えるため、運営基準を一部見直すと共に体制整備を評価する加算の新設

---

## ○運営基準の追加(一部入所系サービス)

- ・第二種協定指定医療機関(※)との間で新興感染症発生時の対応を取り決めるよう努力義務化
  - ・協力医療機関が第二種協定指定医療機関の場合、同様に対応取り決めに義務化
- (※発熱外来の実施を行う医療機関として県が指定する)

## ○障害者支援施設等感染対策向上加算の新設(一部入所系サービス)

### ・加算Ⅰ(10単位/月)

第二種協定指定医療機関と上記の対応を協議し、体制を確保している等の条件を満たす場合算定

### ・加算Ⅱ(5単位/月)

条件を満たす医療機関から定期的に実地指導を受けている場合に算定

# 情報公表未報告減算について（新設）

障害福祉サービス等情報公表システム上、**未報告**となっている場合、サービスによって100分の5または100分の10に相当する単位数が減算されます！

## 【確認のタイミング】

- 指定障害福祉サービス事業者等の指定更新に係る申請があったときに県で確認

## 【減算のタイミング】

- 情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない事実が生じた場合に  
その翌月から報告を行っていない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算する

## 情報公表未報告の事業所への対応

### 概要

#### 【全サービス】

- 利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対する「情報公表未報告減算」を創設する。
- また、施行規則において、都道府県知事は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があった際に、情報公表に係る報告がされていることを確認することとする。

### 減算単位

#### 情報公表未報告減算【新設】

- ・ 100分の10に相当する単位数を減算  
(療養介護、施設入所支援（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設）
- ・ 100分の5に相当する単位数を減算  
(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）)

### 算定要件

- 障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合に、所定単位数を減算する。

### 都道府県等による確認

- 都道府県知事（指定都市又は中核市にあっては、当該指定都市又は中核市の市長）は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があったときは、当該申請に係る事業者から障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていることを確認するものとする。

# 地域区分の見直し

- 令和6年度以降の級地の設定に当たっては、引き続き、原則として、介護報酬と同じ区分とすることを基本としつつ、公平性を欠く状況にあると考えられる自治体については特例（※1）を設け、自治体に対して行った意向調査の結果を踏まえ、級地に反映する。

また、平成30年度報酬改定の際に設けられた経過措置（※2）については令和5年度末までがその期限となっているが、令和8年度末までの延長を認める。

さらに、平成30年度報酬改定時以降に、介護報酬と同じ区分に変更した自治体について、現行の区分と従前の区分の範囲内で設定することを認める（令和8年度末までの適用）。

（※1）

ア 次の場合は、当該地域に隣接する地域に設定された地域区分のうち、一番低い又は高い地域区分までの範囲で引上げる又は引下げることを認める。

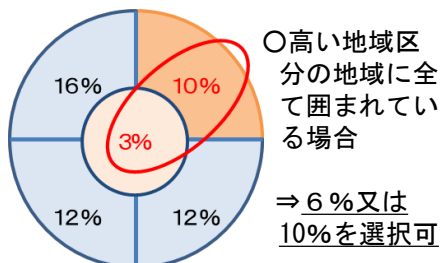
- 当該地域の地域区分よりも高い又は低い地域に全て囲まれている場合。
- 当該地域の地域区分よりも高い又は低い級地が設定された地域に複数隣接しており、かつ、その地域の中に当該地域と3級地以上の級地差がある地域が含まれている場合。なお、引上げについては、地域手当の級地設定がある自治体を除く。
- 当該地域の地域区分よりも高い又は低い級地が設定された地域に囲まれており、かつ、同じ地域区分との隣接が単一（引下げの場合を除く。）の場合。なお、引上げについては、地域手当の級地設定がある自治体を除く。

イ 5級地以上の級地差がある地域と隣接している場合について、4級地差になるまでの範囲で引上げ又は引下げを認める。

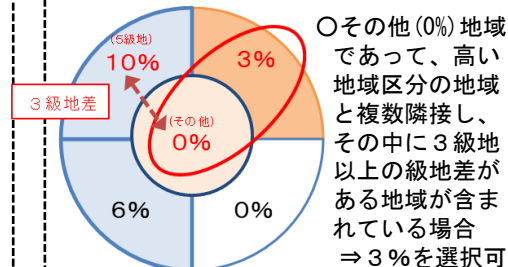
（※2）

平成30年度の地域区分の見直しに当たり、報酬単価の大幅な変更を緩和する観点から、従前の設定値と見直し後の設定値の範囲内で選択することが可能とするもの。

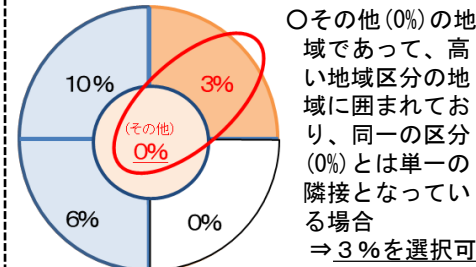
【ア i に該当する事例】



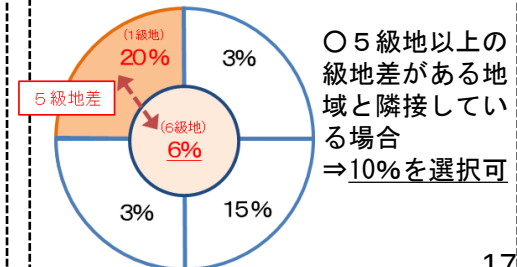
【ア ii に該当する事例】



【ア iii に該当する事例】



【イ に該当する事例】



# 補足給付の基準費用額の見直し

## 現行制度（20歳以上の障害者の場合）

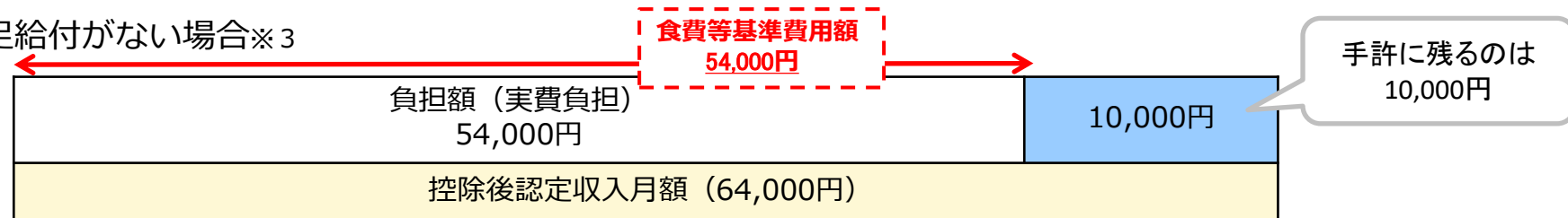
- 入所施設の食費・光熱水費の実費負担については、低所得者に対して、食費・光熱水費の実費負担をしても、少なくとも手許に25,000円が残るよう、食費等基準費用額（54,000円）※1から所得に応じた負担限度額を控除した額を補足給付として支給する。

※1 食事・光熱水費にかかる平均費用

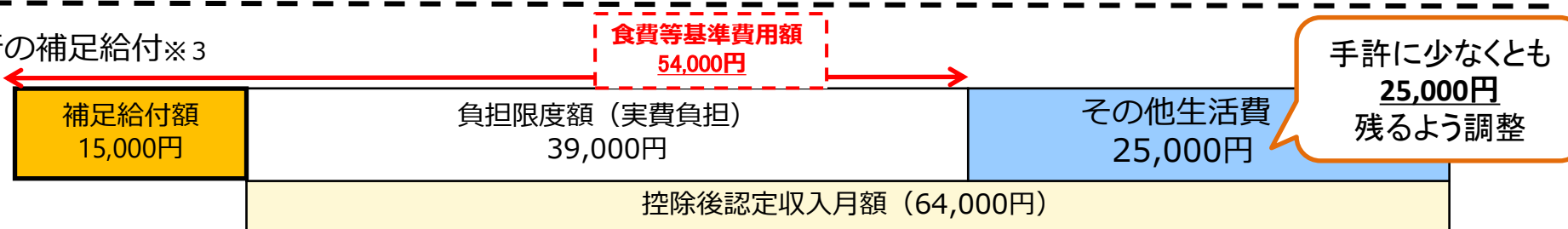
|                            | 補足給付の額                                                                                                                                                                                       |
|----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 控除後認定収入額（※2）が66,667円を超える場合 | $\begin{aligned} & \text{（月額） } 54,000\text{円} - \text{負担限度額（月額）} \\ & \text{負担限度額（月額）} = (66,667\text{円} - \text{その他生活費の額}) + (\text{控除後認定収入額} - 66,667\text{円}) \times 50\% \end{aligned}$ |
| 控除後認定収入額が66,667円以下の場合      | $\begin{aligned} & \text{（月額） } 54,000\text{円} - \text{負担限度額（月額）} \\ & \text{負担限度額（月額）} = \text{控除後認定収入額} - \text{その他生活費の額} \end{aligned}$                                                   |
| 生活保護受給者                    | （月額） 54,000円                                                                                                                                                                                 |

※2 一月における、収入から税、社会保険料、就労収入を控除した額

### ○補足給付がない場合※3



### ○現行の補足給付※3



※3 入所施設対象者（60歳未満、控除後認定収入額（月額） 64,000円）の場合）

## 基準費用額の見直し

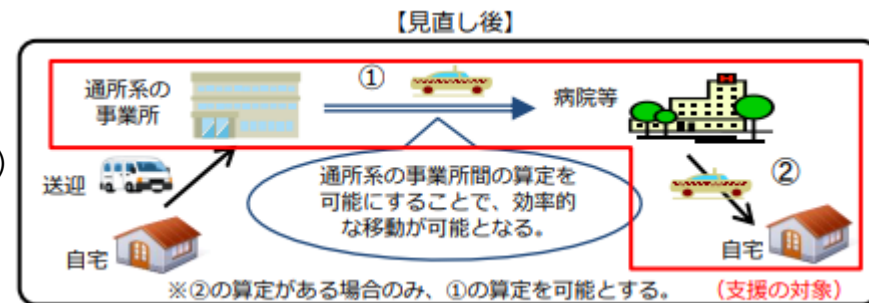
- 基準費用額について、令和5年障害福祉サービス等経営実態調査結果等を踏まえ「55,500円」とする。

# 障害の重度化や障害者の高齢化など、訪問系サービスにおける地域のニーズへの対応

地域のニーズを踏まえた訪問系サービスの加算要件・国庫負担基準等の見直し

## ○通院等介助等の対象要件の見直し(居宅介護)

始点または終点が自宅であれば、途中で通所系サービス等の利用に係る移動等についても算定が可能に(※同一事業所が実施する場合に限る)



## ○「熟練従業者による同行支援」の対象者追加

重度訪問介護加算対象者に対する支援についても熟練従業者による同行支援を行った場合の加算対象とする  
(所要時間120時間以内に限り、所定単位100分の90相当分)

## ○同行援護の特定事業所加算の加算要件見直し

→特定事業所加算(Ⅰ)(Ⅱ)の取得要件である「良質な人材の確保」について、「盲ろう者向け通訳・介助員を同行援護従業者として20%以上配置」することでも充足するように変更

# 重度障害者が入院した際の特別なコミュニケーション支援の充実

## ①入院中の重度訪問介護利用の対象拡大

入院中に特別なコミュニケーション支援を行うための重度訪問介護の利用（現行は、障害支援区分6の利用者のみ）について、特別なコミュニケーション支援を必要とする障害支援区分4及び5の利用者も対象とする。

### 【現行】

- ・ 重度訪問介護利用者で特別なコミュニケーション支援を必要とする障害支援区分6の障害者



### 【見直し後】

- ・ 重度訪問介護利用者で特別なコミュニケーション支援を必要とする障害支援区分4・5・6の障害者

## ②入院中の重度訪問介護利用における入院前の医療と障害福祉の連携した支援への評価

重度訪問介護利用者が重度訪問介護従業者の付添いにより入院する際、その入院前に、重度訪問介護事業所の職員と医療機関の職員が事前調整を行った場合、当該重度訪問介護事業所が医療機関と連携した支援について評価する。

【新設】入院時支援連携加算 300単位を加算（入院前に1回を限度）

### 入院中の重度訪問介護利用における医療と福祉の連携（イメージ）

#### 医療と福祉の連携

##### 入院前



医療機関  
職員（医師、看護師、事務員等）

##### 関係者による事前調整



相談支援  
専門員



障害者本人



重度訪問介護事業所  
職員（サービス提供  
責任者、管理者、重度  
訪問介護従業者）



※この他、訪問介護  
等の関係者も参加  
する場合あり。

※福祉関係者は重  
度訪問介護事業所  
のみの場合あり。

#### 【医療機関との具体的な事前調整の内容】

- (1) 障害者本人、障害福祉サービス等事業者から医療機関への伝達事項
  - ・ 入院する障害者の基本情報、利用している障害福祉サービス等
  - ・ 入院する障害者の障害特性等の伝達（障害の状態、介護方法（例：体位変換、食事、排泄）など）
  - ・ 障害者本人の入院中の生活・退院後の生活の希望
  - ・ 重度訪問介護の制度（目的、内容）
- (2) 医療機関から障害福祉サービス等事業者への伝達事項
  - ・ 医療機関の入院規則
  - ・ 感染対策（体温等の確認、マスク装着の徹底）
- (3) 医療機関と障害福祉サービス等の調整
  - ・ 看護師が行う業務と重度訪問介護従業者が行う業務の確認（コミュニケーション支援の範囲の確認）
  - ・ 障害特性を踏まえた病室等の環境調整や対応（ベッド等の配置など）
  - ・ 重度訪問介護従業者の人数、勤務時間、勤務体制
  - ・ 重度訪問介護従業者から医療機関への報告等の伝達方法

# 生活介護における支援の実態に応じた報酬の見直し

## ① 基本報酬区分の見直し（サービス提供時間ごとの基本報酬の設定・福祉専門職員配置等加算の算定方法の見直し）

- 基本報酬は営業時間で設定されているが、利用者ごとのサービス提供の実態に応じた報酬体系とするため、基本報酬の設定については、障害支援区分ごと及び利用定員規模に加え、サービス提供時間別に細やかに設定する。
- なお、サービス提供時間については、医療的ケアが必要な者や盲ろう者など、障害特性等により利用時間が短時間にならざるを得ない者等の配慮として、
  - ・ 個別支援計画に定めた標準的な支援時間で算定することを基本とすることなど一定の配慮を設ける。
  - ・ 従業員の配置員数を算出する際に必要な前年度の平均利用者数の算出については、サービス提供時間を考慮する。（5時間以上7時間未満の利用者は、1日0.75人として計算し、5時間未満の利用者は1日0.5人と計算する。例えば、短時間の利用者を午前・午後に分けて受け入れることも可能。）

※利用定員21人以上30人以下の場合

| サービス提供時間    | 障害支援区分  |       |       |       |       |
|-------------|---------|-------|-------|-------|-------|
|             | 区分6     | 区分5   | 区分4   | 区分3   | 区分2以下 |
| 3時間未満       | 449単位   | 333単位 | 228単位 | 204単位 | 185単位 |
| 3時間以上～4時間未満 | 575単位   | 427単位 | 293単位 | 262単位 | 236単位 |
| 4時間以上～5時間未満 | 690単位   | 512単位 | 351単位 | 313単位 | 284単位 |
| 5時間以上～6時間未満 | 805単位   | 597単位 | 409単位 | 366単位 | 332単位 |
| 6時間以上～7時間未満 | 1,120単位 | 833単位 | 570単位 | 510単位 | 463単位 |
| 7時間以上～8時間未満 | 1,150単位 | 854単位 | 584単位 | 523単位 | 475単位 |
| 8時間以上～9時間未満 | 1,211単位 | 915単位 | 646単位 | 584単位 | 536単位 |



**福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）  
6単位/日**

常勤職員が多く配置されていることや、常勤職員の勤続年数が長いことを適切に評価するため、福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）と福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）とを併給可とする。

## ② 基本報酬区分の見直し（利用定員規模ごとの基本報酬の設定）

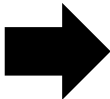
- 利用者数の変動に対して柔軟に対応しやすくすることで、小規模事業所の運営をしやすくするとともに、障害者支援施設からの地域移行を促進するため、障害者支援施設と同様、利用定員ごとの基本報酬を10人ごとに設定する。あわせて、重症心身障害児者対応の多機能型事業所にも配慮した利用定員規模別の基本報酬を設定する。

## ③ 延長支援加算の拡充

- 延長支援加算については、生活介護の基本報酬をサービス提供時間で8時間以上9時間未満まで設定することから、9時間以上の支援を評価する。  
※ 施設入所者については、延長支援加算は算定できない。

【現行】

|                  |        |
|------------------|--------|
| （1）延長時間 1時間未満の場合 | 61単位/日 |
| （2）延長時間 1時間以上の場合 | 92単位/日 |



【見直し後】

|                        |         |
|------------------------|---------|
| （1）所要時間 9時間以上10時間未満の場合 | 100単位/日 |
| （2）所要時間10時間以上11時間未満の場合 | 200単位/日 |
| （3）所要時間11時間以上12時間未満の場合 | 300単位/日 |
| （4）所要時間12時間以上          | 400単位/日 |

## ④ 食事提供加算の見直し

- 通所系サービスにおける食事提供加算について栄養面を評価しつつ経過措置を延長【令和9年3月31日まで延長】  
【現行】収入が一定額以下の利用者に対して、事業原則として当該施設内の調理室を使用して、食事の提供を行った場合に所定単位数を加算する  
【見直し後】現行の要件に加え、①管理栄養士等が献立作成に関与または献立の確認を行い、②利用者ごとの摂食量の記録、③利用者ごとの体重の記録を行った場合に、所定単位数を加算する

# 医療的ケア児の成人期への移行にも対応した医療的ケアの体制の充実等

| サービス名   | 項目                                 | 改定概要                                                                                                                                               |
|---------|------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 生活介護    | 常勤看護職員等加配加算の見直し                    | 医療的ケア児の成人期への移行にも対応した体制を整備するため、常勤看護職員等配置加算について、看護職員の配置人数に応じた評価に見直し。<br>【見直し後】定員が11人以上20人以下 28単位/日 × 常勤換算員数 等                                        |
|         | 人員配置体制加算の拡充                        | 医療的ケアが必要な者など、重度の障害者に対する体制を整備するため、より手厚く人員を配置した場合の評価の拡充。<br>【見直し後】定員20人以下、従業者1.5:1以上 321単位/日 等                                                       |
|         | 喀痰吸引等実施加算【新設】                      | 登録特定行為事業者の認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を実施した場合の加算を創設<br>【新設】30単位/日                                                                                            |
|         | 入浴支援加算【新設】                         | 医療的ケアが必要な者等への入浴支援を提供した場合の加算の創設。<br>【新設】80単位/日                                                                                                      |
|         | 基本報酬の見直し<br>(主に重症心身障害児者対応の多機能型事業所) | 重症心身障害児者対応の多機能型事業所にも配慮した利用定員規模別の報酬設定を行うため、5人以下、6～10人以下の区分を創設。<br>【新設】定員5人以下・区分6・所要時間7時間以上8時間未満の場合 1,672単位/日 等                                      |
| 障害者支援施設 | 夜間看護体制加算の見直し                       | 入所者への医療的ケアの対応状況を踏まえ、看護職員の配置人数に応じた評価に見直し。<br>【見直し後】60単位/日+35単位/日 × 1を超えて配置した人数                                                                      |
|         | 通院支援加算【新設】                         | 医療的ケアが必要な者等が医療機関に通院する頻度が高くなっているため、通院に係る支援を実施した場合の加算を創設。<br>【新設】17単位/日                                                                              |
| 短期入所    | 福祉型強化短期入所の類型の追加【新設】                | 医療的ケア児者の入浴支援等、日中のみの支援ニーズに応えるサービス類型を創設。<br>【新設】福祉型強化特定短期入所サービス費(Ⅱ)(障害児向け)<br>区分3 977単位/日 等                                                          |
|         | 医療的ケア対応支援加算及び重度障害児・障害者対応支援加算の対象の拡充 | 福祉型短期入所サービスについて、医療的ケア児者を受け入れて対応している場合や、区分5・6以上を多く受け入れている場合に、医療的ケア対応支援加算及び重度障害児・障害者対応支援加算の対象とするよう見直し。<br>医療的ケア対応支援加算 120単位/日、重度障害児・障害者対応支援加算 30単位/日 |
|         | 医療型短期入所受入前支援加算【新設】                 | 医療型短期入所サービスの利用を希望する医療的ケア児者に対して、利用する前から、事前に自宅へ訪問し、医療的ケアの手技等を確認した上で、新たに受け入れた場合の加算を創設。<br>【新設】1,000単位/日(1回を限度)                                        |
|         | 緊急短期入所受入加算の単位数の見直し                 | 短期入所における緊急時の受け入れについて、緊急時の受入体制構築を適切に評価する観点から緊急短期入所受入加算による評価を見直し。<br>【見直し後】福祉型 270単位/日、医療型 500単位/日                                                   |
|         | 指定申請書類の簡略化                         | 医療型短期入所サービスの指定申請において、介護老人保健施設の指定申請で提出している書類と同様の内容の書類がある場合、省略可能とするよう見直し。                                                                            |

# 障害者支援施設における地域移行を推進するための取組

- 障害者支援施設から地域生活への移行を推進するため、運営基準の見直しや、報酬の見直し・拡充を行う。

## ① 運営基準の見直し（地域移行及び施設外の日中サービス利用の意向を確認）

- すべての施設入所者に対して、地域生活への移行に関する意向や施設外の日中活動系サービスの利用の意向について確認し、本人の希望に応じたサービス利用になるようにしなければならないことを規定。
- また、以下の①、②の体制の整備を令和6年度から努力義務化。令和8年度から義務化するとともに、未対応の場合は減算の対象とする。
  - ①地域移行及び施設外の日中サービスの意向確認を行う担当者を選任すること
  - ②意向確認の記録や意向を踏まえた個別支援計画を作成することなど、意向確認のマニュアルを作成していること

【新設】  
地域移行等意向確認体制未整備減算 5 単位／日

## ② 基本報酬の見直し

- 利用定員の変更をやすくするため、基本報酬の利用定員ごとの報酬設定を、10人ごとに設定。

【現行】

| 利用定員           | 区分6   | 区分5   | 区分4   | 区分3   | 区分2以下 |
|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 40人以下          | 459単位 | 387単位 | 312単位 | 236単位 | 171単位 |
| 41人以上<br>60人以下 | 360単位 | 301単位 | 239単位 | 188単位 | 149単位 |
| 61人以上<br>80人以下 | 299単位 | 251単位 | 201単位 | 165単位 | 135単位 |
| 81人以上          | 273単位 | 226単位 | 181単位 | 149単位 | 128単位 |



【見直し後】

| 利用定員           | 区分 6  | 区分 5  | 区分 4  | 区分 3  | 区分 2 以下 |
|----------------|-------|-------|-------|-------|---------|
| 40人以下          | 463単位 | 392単位 | 316単位 | 239単位 | 174単位   |
| 41人以上<br>50人以下 | 362単位 | 303単位 | 240単位 | 189単位 | 150単位   |
| 51人以上<br>60人以下 | 355単位 | 297単位 | 235単位 | 185単位 | 147単位   |
| 61人以上<br>70人以下 | 301単位 | 252単位 | 202単位 | 166単位 | 137単位   |
| 71人以上<br>80人以下 | 295単位 | 247単位 | 198単位 | 163単位 | 133単位   |
| 81人以上          | 273単位 | 225単位 | 181単位 | 150単位 | 129単位   |

## ③ 地域生活への移行を推進するための評価の拡充

- 地域移行に向けた動機付け支援として、グループホーム等の見学や食事利用、地域活動への参加等を行った場合の評価の拡充。

【新設】地域移行促進加算（Ⅱ） 60単位／日

- 前年度において障害者支援施設から地域へ移行し、6か月以上地域での生活が継続している者が1名以上いる場合かつ入所定員を1名以上減らした実績を評価する加算を創設。

【新設】地域移行支援体制加算 例：利用定員が41人以上50人以下、区分6の場合 9単位／日

- 送迎加算について、障害者支援施設と隣接していない日中活動系の事業所への送迎した場合には、施設入所者を加算の対象とするよう見直し。

# グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の充実

## ①グループホーム入居中における一人暮らし等に向けた支援の充実

【現行】自立生活支援加算 500単位/回 \* 入居中2回、退居後1回を限度

【見直し後】(新設) **自立生活支援加算(Ⅰ)** **1,000単位/月** \* 6ヶ月。個別支援計画を見直した上で支援を実施。介護サービス包括型、外部サービス利用型が対象。

(現行) 自立生活支援加算(Ⅱ) 500単位/回 \* 入居中2回、退居後1回を限度。日中サービス支援型対象

(新設) **自立生活支援加算(Ⅲ)** **80単位/日** \* 移行支援住居。3年間。介護サービス包括型、外部サービス利用型において、共同生活住居単位で実施。

※ 利用者がグループホームの継続的な利用を希望している場合や意思の表明が十分に確認できていない場合、事業所や支援者の都合による場合等については、加算の対象外。

【新設】 **ピアサポート実施加算** **100単位/月** \* 自立支援加算(Ⅲ)に加算

【新設】 **居住支援連携体制加算** **35単位/月**、**地域居住支援体制強化推進加算** **500単位/回** (月1回を限度) \* 自立支援加算(Ⅰ)に加算

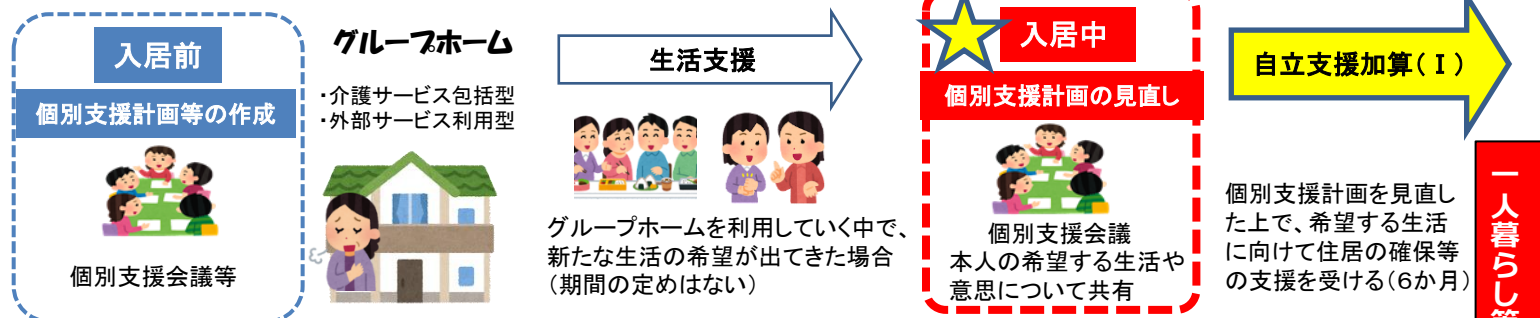
\* 移行支援住居の入居者については、自立支援加算(Ⅲ)として一括して評価。

## ②グループホーム退居後における支援の評価

【新設】 **退居後共同生活援助サービス費・退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費** **2,000単位/月** \* 退居後3ヶ月 自立支援加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)を算定した者が対象。

【新設】 **退居後ピアサポート実施加算** **100単位/月** \* 退居後共同生活援助サービス費、退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費に加算

### 1. グループホーム入居中に一人暮らし等を希望した利用者に対する支援



### 2. グループホーム入居前から一人暮らし等を希望する利用者に対する支援



### 3. 退居後の支援



\* サービス管理責任者は、ソーシャルワークの専門職(社会福祉士や精神保健福祉士)を常勤専従で7:1以上で配置。日中からの同行支援や会議体への参加等の居住の確保に関する支援、グループワークによる支援等を評価する。

# 共同生活援助における支援の実態に応じた報酬の見直し

## ① 強度行動障害を有する者の受入体制の強化

- 受入体制を強化するため、重度障害者支援加算の評価を拡充するとともに、利用者の状態や環境の変化に適應するための初期のアセスメント等の評価を新設する。

【拡充】 重度障害者支援加算（Ⅰ）：（受入）360単位／日 \* 行動関連項目**18点以上**の者を受入れ、要件を満たした場合、さらに**+150単位／日**  
【新設】（初期）**500単位／日** \* 180日間を限度。行動関連項目**18点以上**の利用者の場合、さらに **+200単位／日**  
【拡充】 重度障害者支援加算（Ⅱ）：（受入）180単位／日 \* 行動関連項目**18点以上**の者を受入れ、要件を満たした場合、さらに**+150単位／日**  
【新設】（初期）**400単位／日** \* 180日間を限度。行動関連項目**18点以上**の利用者の場合、さらに **+200単位／日**



## ② 基本報酬区分の見直し等

- 障害支援区分ごとの基本報酬について、重度障害者の受入れなどサービスの支援内容や経営の実態等を踏まえて見直す。
- 世話人の配置基準に応じた基本報酬区分を改め、サービスの提供時間の実態に応じて加算する報酬体系へと見直す。

介護サービス包括型の例（世話人の配置 6 : 1 以上）

【現 行】 共同生活援助サービス費（Ⅲ） 区分 6 : 583単位 区分 5 : 467単位 区分 4 : 387単位 区分 3 : 298単位 区分 2 : 209単位 区分 1 以下 : 170単位（単位／日）  
【見直し後】 共同生活援助サービス費（Ⅰ） 区分 6 : **600単位** 区分 5 : **456単位** 区分 4 : **372単位** 区分 3 : **297単位** 区分 2 : **188単位** 区分 1 以下 : **171単位**（単位／日）



特定従業者数換算方法（週40時間で換算）で利用者の数に対して一定以上の世話人又は生活支援員が加配されている事業所に対して加算する。

【新 設】 人員配置体制加算（Ⅰ） 区分 4 以上 **83単位／日** 区分 3 以下 **77単位／日** \* 特定従業者数換算方法で12 : 1以上の世話人等を加配  
人員配置体制加算（Ⅱ） 区分 4 以上 **33単位／日** 区分 3 以下 **31単位／日** \* 特定従業者数換算方法で30 : 1以上の世話人等を加配



## ③ 日中支援加算の見直し

- 日中支援加算（Ⅱ）について、支援を提供した初日から評価を行うなどの支援の実態に応じた見直しを実施する。

【現 行】 支援の**3日目**から算定可

【見直し後】 支援の**初日**から算定可 \* 介護サービス包括型及び外部サービス利用型を対象とし、日中サービス支援型は当該加算の**対象外**とする。



## ④ 個人単位の居宅介護等の利用の特例的取扱い

- 令和 6 年 3 月 31 日までとされている重度障害者の個人単位の居宅介護等の利用については、重度障害者の受入体制の確保の観点から、特例的取扱いを延長する。  
その上で、居宅介護等を 8 時間以上利用する場合については、所定単位数の**100分の95**に相当する単位数を算定する。

# 共同生活援助における支援の質の確保（地域との連携）

- 障害者部会報告書において、
  - ・ 障害福祉サービスの実績や経験があまりない事業者の参入により、障害特性や障害程度を踏まえた支援が適切に提供されないといった支援の質の低下が懸念される。
  - ・ 居住や生活の場であり、運営が閉鎖的になるおそれのあるサービス類型については、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れることが、事業運営の透明性を高め、一定の質の確保につながるものと考えられ、介護分野の運営推進会議を参考とした仕組みを導入することが有効と考えられる。との指摘があった。
- これを踏まえ、運営基準において、各事業所に地域連携推進会議を設置して、地域の関係者を含む外部の目（又は第三者による評価）を定期的に入れる取組を義務づける。（施設入所支援も同様）

## 「地域との連携等【新設】」

- ① 利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、運営状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
  - ② 会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、会議の構成員が事業所を見学する機会を設けなければならない。
  - ③ ①の報告、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表する。
- ※ 外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として都道府県知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。
  - ※ 日中サービス支援型における協議会への報告義務は、これまでと同様。
  - ※ 上記規定は、令和6年度から努力義務化、令和7年度から義務化。



# 自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援の充実

## ① 対象者の明確化（自立生活援助、地域定着支援）

- 同居する家族に疾病、障害等のない場合でも、本人の生活環境が大きく変わるタイミングなどに手厚い支援が必要となる場合に、サービスが利用できる対象者を明確化する。

## ② 基本報酬の見直し（自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援）

- 障害者の地域移行の推進や経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直す。
- 効果的な支援の提供が可能と認められる場合には、月1回の訪問に加えて、テレビ電話等を活用した支援が可能となるよう、サービス提供の方法を弾力化するとともに、支援の実態に応じた基本報酬区分を新設する。

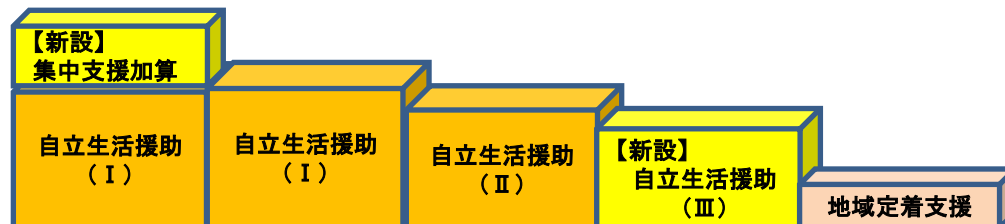
|               |        |                                       |                          |                                                    |
|---------------|--------|---------------------------------------|--------------------------|----------------------------------------------------|
| <b>自立生活援助</b> | 【現 行】  | 自立生活援助サービス費（Ⅰ）                        | 1,558単位／月（30人未満）         | 1,090単位／月（30人以上）                                   |
|               |        | 自立生活援助サービス費（Ⅱ）                        | 1,166単位／月（30人未満）         | 817単位／月（30人以上）                                     |
|               | 【見直し後】 | 自立生活援助サービス費（Ⅰ）                        | <b>1,566</b> 単位／月（30人未満） | <b>1,095</b> 単位／月（30人以上）                           |
|               |        | 自立生活援助サービス費（Ⅱ）                        | <b>1,172</b> 単位／月（30人未満） | <b>821</b> 単位／月（30人以上）                             |
|               | 【新 設】  | <b>自立生活援助サービス費（Ⅲ） 700単位／月</b>         |                          |                                                    |
|               |        | * 居宅への訪問とテレビ電話等を活用した支援をそれぞれ月1回ずつ以上で算定 |                          |                                                    |
| <b>地域移行支援</b> | 【現 行】  | 地域移行支援サービス費（Ⅰ）                        | 3,504単位／月                | （Ⅱ）3,062単位／月、（Ⅲ）2,349単位／月                          |
|               | 【見直し後】 | 地域移行支援サービス費（Ⅰ）                        | <b>3,613</b> 単位／月        | （Ⅱ） <b>3,157</b> 単位／月 （Ⅲ） <b>2,422</b> 単位／月        |
| <b>地域定着支援</b> | 【現 行】  | ・ 体制確保費                               | 306単位／月                  | 緊急時支援費（Ⅰ）712単位／日 緊急時支援費（Ⅱ）95単位／日                   |
|               | 【見直し後】 | ・ 体制確保費                               | <b>315</b> 単位／月          | 緊急時支援費（Ⅰ） <b>734</b> 単位／日 緊急時支援費（Ⅱ） <b>98</b> 単位／日 |

## ③ 集中的な支援の評価（自立生活援助）

- 利用者の支援の必要性に応じて、おおむね週1回を超えて訪問による支援を集中的に実施した事業所に対する加算を新設する。

【新設】集中支援加算 **500単位／月**

\* 自立生活援助サービス費(Ⅰ)において、月6回以上の訪問による支援を実施した場合に加算



## ④ サービス提供体制の推進（自立生活援助）

- 併設する相談支援事業所において、地域相談支援の業務に従事する相談支援専門員を配置することで、自立生活援助事業所のサービス管理責任者とみなすことができるよう、人員基準を見直す。
- サービス管理責任者を常勤専従で自立生活援助事業所に配置する場合には、配置基準を60：1とする。
- 多様な事業主体の参入を促す観点から、現行、一定の要件を満たす障害福祉サービス事業者等に限定されている実施主体に係る要件を廃止する。

# 地域における自立した生活を送るための機能訓練・生活訓練の充実等

## ① 社会生活の自立度評価指標（SIM）の活用と報酬上の評価（機能訓練、生活訓練）※宿泊型自立訓練を除く

- 標準化された支援プログラムの実施と社会生活の自立度評価指標（SIM）に基づく効果測定を行い、これらの内容を公表している事業所を評価する。

**機能訓練** 【一部新設】 リハビリテーション加算（Ⅰ） 48単位/日 \* 頸髄損傷による四肢麻痺等の状態にある者又は現行の要件に加えてSIMを活用して評価を実施等した場合

**生活訓練** 【一部新設】 個別計画訓練加算（Ⅰ） 47単位/日 \* 現行の要件に加えてSIMを活用して評価を実施等した場合

## ② 基本報酬の見直し（生活訓練）

- 障害者の地域移行の推進や経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直す。

生活訓練サービス費（Ⅰ）（例：利用定員が20人以下の場合）

【現行】 748単位/日

【見直し後】 **776**単位/日

生活訓練サービス費（Ⅱ）（例：視覚障害者に対する専門的訓練の場合）

【現行】 750単位/日

【見直し後】 **779**単位/日 \* 機能訓練も同様

生活訓練サービス費（Ⅲ）（例：利用期間が2年間以内の場合）

【現行】 271単位/日

【見直し後】 **281**単位/日



## ③ ピアサポートの専門性の評価（機能訓練、生活訓練）※宿泊型自立訓練を除く

- 利用者の自立に向けた意欲の向上や、地域生活を続ける上での不安の解消等に資する観点から、ピアサポートの専門性を評価する。



【新規】ピアサポート実施加算 **100単位/月**

## ④ 支援の実態に応じた報酬の見直し（宿泊型自立訓練）

- 日中支援加算について、支援を提供した初日から評価する。

【現行】 支援の**3日目**から算定可

【見直し後】 支援の**初日**から算定可

## ⑤ リハビリテーション職の配置基準の見直し（機能訓練）

- 人員配置基準を見直し、看護職員、理学療法士と作業療法士の他に言語聴覚士を加える。（生活介護も同様）

## ⑥ 提供主体の拡充（機能訓練）

- 病院及び診療所並びに通所リハビリテーション事業所において、共生型サービス又は基準該当サービスの提供を可能とする。

## 高次脳機能障害を有する者への支援に対する評価

- 高次脳機能障害に関する研修を受講した常勤の相談支援専門員を配置する相談支援事業所を評価する。

【新設】高次脳機能障害支援体制加算（Ⅰ） **60単位/日** \* 対象者あり

高次脳機能障害支援体制加算（Ⅱ） **30単位/日** \* 対象者なし

- 高次脳機能障害を有する利用者が一定数以上であって、専門性を有する職員が配置されている通所サービスや居住サービスを評価する。

【新設】高次脳機能障害者支援体制加算 **41単位/日**



## 就労移行支援事業の安定的な事業実施



### 就労移行支援事業所の利用定員規模の見直し

- 利用定員規模を見直し、定員10名以上からでも実施可能とする。

【現行】  
定員：20人以上

### 支援計画会議実施加算の見直し

- 地域の就労支援機関等と連携して行う支援計画会議の実施を促進する観点から、会議前後にサービス管理責任者と情報を共有することを条件に、サービス管理責任者以外の者が出席する場合でも加算の対象とする。
- この加算は地域の就労支援機関等と連携することにより、地域のノウハウを活用し支援効果を高めていく取組であることから、名称を「地域連携会議実施加算」に変更する。

【現行】

【支援計画会議実施加算】583単位／回  
(1月につき1回かつ1年につき4回を限度)

- ・ 算定に当たっては、サービス管理責任者の会議参加が必須。



【見直し後】

【地域連携会議実施加算】(Ⅰ) 583単位／回

- ・ 算定に当たっては、サービス管理責任者の会議参加が必須。

【地域連携会議実施加算】(Ⅱ) 408単位／回

- ・ 利用者の状況を把握し、支援計画に沿った支援を行う職業指導員、生活支援員又は就労支援員等が会議に参加し、会議の前後にサービス管理責任者に情報を共有した場合に算定。

※算定は(Ⅰ)(Ⅱ)合わせて1月につき1回かつ1年につき4回を限度とする。

# 就労継続支援A型 スコア方式による評価項目の見直し

【見直し後のスコア方式】

| 評価指標         |                                                      | 判定スコア       |
|--------------|------------------------------------------------------|-------------|
| 労働時間         | 1日の平均労働時間により評価                                       | 5点～90点で評価   |
| 生産活動         | 前年度及び前々年度における生産活動収支の状況により評価                          | －20点～60点で評価 |
| 多様な働き方       | 利用者が多様な働き方を実現できる制度の整備状況により評価                         | 0点～15点で評価   |
| 支援力向上        | 職員のキャリアアップの機会を組織として提供している等、支援力向上に係る取組実績により評価         | 0点～15点で評価   |
| 地域連携活動       | 地元企業と連携した高付加価値の商品開発、施設外就労等により働く場の確保等地域と連携した取組実績により評価 | 0点～10点で評価   |
| 経営改善計画       | 経営改善計画の作成状況により評価                                     | －50点～0点で評価  |
| 利用者の知識及び能力向上 | 利用者の知識及び能力の向上のための支援の取組状況により評価                        | 0点～10点で評価   |

**スコアに減点項目が追加されています！**

特に経営改善計画未提出の場合の－50点は減点が大きいのので、県から照会があったら必ず提出するようにお願いいたします！

# 就労継続支援 A 型の生産活動収支の改善と効果的な取組の評価

## スコア方式による評価項目の見直し

- 経営状況の改善や一般就労への移行等を促すため、スコア方式による評価項目を以下のように見直し。
- ・ 労働時間の評価について、平均労働時間が長い事業所の点数を高く設定する。
  - ・ 生産活動の評価について、生産活動収支が賃金総額を上回った場合には加点、下回った場合には減点する。
  - ・ 「生産活動」のスコア項目の点数配分を高くするなど、各評価項目の得点配分の見直しを行う。
  - ・ 利用者が一般就労できるよう知識及び能力の向上に向けた支援の取組を行った場合について新たな評価項目を設ける。
  - ・ 経営改善計画書未提出の事業所及び数年連続で経営改善計画書を提出しており、指定基準を満たすことができていない事業所への対応として、新たにスコア方式に経営改善計画に基づく取組を行っていない場合の減点項目を設ける。

### 【現行】

| 評価指標   |                                                      | 判定スコア     |
|--------|------------------------------------------------------|-----------|
| 労働時間   | 1日の平均労働時間により評価                                       | 5点～80点で評価 |
| 生産活動   | 前年度及び前々年度における生産活動収支の状況により評価                          | 5点～40点で評価 |
| 多様な働き方 | 利用者が多様な働き方を実現できる制度の整備状況とその活用実績により評価                  | 0点～35点で評価 |
| 支援力向上  | 職員のキャリアアップの機会を組織として提供している等、支援力向上に係る取組実績により評価         | 0点～35点で評価 |
| 地域連携活動 | 地元企業と連携した高付加価値の商品開発、施設外就労等により働く場の確保等地域と連携した取組実績により評価 | 0点～10点で評価 |

### 【見直し後】

| 評価指標         |                                                      | 判定スコア       |
|--------------|------------------------------------------------------|-------------|
| 労働時間         | 1日の平均労働時間により評価                                       | 5点～90点で評価   |
| 生産活動         | 前年度及び前々年度における生産活動収支の状況により評価                          | －20点～60点で評価 |
| 多様な働き方       | 利用者が多様な働き方を実現できる制度の整備状況により評価                         | 0点～15点で評価   |
| 支援力向上        | 職員のキャリアアップの機会を組織として提供している等、支援力向上に係る取組実績により評価         | 0点～15点で評価   |
| 地域連携活動       | 地元企業と連携した高付加価値の商品開発、施設外就労等により働く場の確保等地域と連携した取組実績により評価 | 0点～10点で評価   |
| 経営改善計画       | 経営改善計画の作成状況により評価                                     | －50点～0点で評価  |
| 利用者の知識及び能力向上 | 利用者の知識及び能力の向上のための支援の取組状況により評価                        | 0点～10点で評価   |

# 就労継続支援B型 平均工賃月額の算定方法の見直し

## 【新算定方法】

- ①前年度における工賃支払総額を算出
- ②前年度における開所日 1 日当たりの平均利用者数を算出  
→前年度の延べ利用者数 ÷ 前年度の年間開所日数
- ③前年度における工賃支払総額（①） ÷ 前年度における開所日 1 日当たりの平均利用者数（②） ÷ 12 月

※新算定式の導入に伴い、現行算定方式における除外要件\*は廃止されます！

### \*除外要件

- ①月の途中において利用開始又は終了した利用者、月の途中において入院又は退院した利用者、月の途中において全治 1 ヶ月以上のけがやインフルエンザなどの流行性疾患により連続 1 週間以上の長期に渡って利用できなくなった利用者は当該月の対象者と当該月の支払工賃総額から除外する。
- ②事業所の努力によっても利用者の利用日数を増やすことが困難な利用者（複数の日中活動に係る障害福祉サービスの利用者、人工透析など通年勝毎週 1 回以上引き続き通院する必要がある利用者）は工賃支払対象者・工賃総額から除外する。

# 就労継続支援B型の工賃向上と効果的な取組の評価

## 平均工賃の水準に応じた報酬体系の見直し

- 平均工賃月額に応じた報酬体系について、平均工賃月額が高い区分の基本報酬の単価を上げ、低い区分の単価を引下げる。
- 「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系について、収支差率を踏まえた基本報酬の設定。
- 多様な利用者への対応を行う事業所について、さらなる手厚い人員配置ができるよう、新たに人員配置「6：1」の報酬体系を創設。

### (1) 「平均工賃月額」に応じた報酬体系

| 平均工賃月額         | 高工賃の事業所<br>を更に評価             | 従業員配置 6：1（新設） | 定員20人以下の場合 |
|----------------|------------------------------|---------------|------------|
| 4.5万円以上        | <div>↑<br/>単価<br/>引き上げ</div> | 基本報酬          |            |
| 3.5万円以上4.5万円未満 |                              | 837単位/日       |            |
| 3万円以上3.5万円未満   |                              | 805単位/日       |            |
| 2.5万円以上3万円未満   |                              | 758単位/日       |            |
| 2万円以上2.5万円未満   |                              | 738単位/日       |            |
| 1.5万円以上2万円未満   |                              | 726単位/日       |            |
| 1万円以上1.5万円未満   |                              | 703単位/日       |            |
| 1万円未満          |                              | 673単位/日       |            |
|                | <div>↓<br/>単価<br/>引き下げ</div> | 加算            |            |
|                |                              |               |            |

+

**【目標工賃達成加算】（新設）10単位/日**  
 目標工賃達成指導員配置加算を算定している事業所が、工賃向上計画に基づき、工賃が実際に向上した場合の評価。

重度者支援体制加算（現行） 22～56単位/日

### (2) 「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系

| 従業員配置 7.5：1                                                                                                                                              | 定員20人以下の場合                                                                                         |      |        |         |         |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|------|--------|---------|---------|
| 定員                                                                                                                                                       | 基本報酬                                                                                               |      |        |         |         |
| 20人以下                                                                                                                                                    | <table> <tr> <th>【現行】</th><th>【見直し後】</th></tr> <tr> <td>556単位/日</td><td>530単位/日</td></tr> </table> | 【現行】 | 【見直し後】 | 556単位/日 | 530単位/日 |
| 【現行】                                                                                                                                                     | 【見直し後】                                                                                             |      |        |         |         |
| 556単位/日                                                                                                                                                  | 530単位/日                                                                                            |      |        |         |         |
| <b>従業員配置 6：1（新設）</b> 定員20人以下の場合                                                                                                                          |                                                                                                    |      |        |         |         |
| 定員                                                                                                                                                       | 基本報酬                                                                                               |      |        |         |         |
| 20人以下                                                                                                                                                    | 584単位/日                                                                                            |      |        |         |         |
| +                                                                                                                                                        |                                                                                                    |      |        |         |         |
| ピアサポート実施加算（現行） 100単位/月                                                                                                                                   |                                                                                                    |      |        |         |         |
| 地域協働加算（現行） 30単位/日                                                                                                                                        |                                                                                                    |      |        |         |         |
| 重度者支援体制加算（現行） 22～56単位/日                                                                                                                                  |                                                                                                    |      |        |         |         |
| <b>【短時間利用減算】（新設）</b> 所定単位数の70%算定<br>利用時間が4時間未満の利用者が全体の5割以上である場合（個別支援計画で一般就労等に向けた利用時間延長のための支援が位置付けられ、実際に支援を実施した場合、又は短時間利用となるやむを得ない理由がある場合は利用者数の割合の算定から除外） |                                                                                                    |      |        |         |         |
| 基本報酬                                                                                                                                                     | 加算                                                                                                 |      |        |         |         |
|                                                                                                                                                          | 減算                                                                                                 |      |        |         |         |

## 平均工賃月額の算定方法の見直し

- 障害特性等により、利用日数が少ない方を多く受け入れる場合があることを踏まえ、平均利用者数を用いた新しい算定式を導入する。

#### 【現行】

- 前年度の平均工賃月額の算定方法は以下のとおり。
- ア 前年度における各月の工賃支払対象者の総数を算出
- イ 前年度に支払った工賃総額を算出
- ウ 工賃総額(イ)÷工賃支払対象者の総数(ア)により1人当たり平均工賃月額を算出
- ※ただし、障害基礎年金1級受給者が半数以上いる場合は、算出した平均工賃月額に2千円を加えた額を報酬算定時の平均工賃月額とする。

#### 【見直し後】

#### 【新算定式】

$$\text{年間工賃支払総額} \div (\text{年間延べ利用者数} \div \text{年間開所日数}) \div 12 \text{ 月}$$

※ 上記算定式の導入に伴い、現行算定方式における除外要件は廃止

# 就労定着支援の充実

## 基本報酬の設定等

- **実施主体の追加**
  - ・ 障害者就業・生活支援センター事業を行う者を追加する。
- **就労移行支援事業所等との一体的な実施**
  - ・ 本体施設のサービス提供に支障がない場合、就労移行支援事業所の職業指導員等の直接処遇職員が就労定着支援に従事した勤務時間を、就労定着支援員の常勤換算上の勤務時間に含める。
- **就労定着率のみを用いた報酬体系**
  - ・ 利用者数と就労定着率に応じた報酬体系ではなく、就労定着率のみに応じた報酬体系とする。



【現行】

| 利用者数       |
|------------|
| 20人以下      |
| 21人以上40人以下 |
| 41人以上      |



| 就労定着率      |
|------------|
| 9割5分以上     |
| 9割以上9割5分未満 |
| 8割以上9割未満   |
| 7割以上8割未満   |
| 5割以上7割未満   |
| 3割以上5割未満   |
| 3割未満       |



【見直し後】 ※利用者数は加味せず

| 就労定着率      |
|------------|
| 9割5分以上     |
| 9割以上9割5分未満 |
| 8割以上9割未満   |
| 7割以上8割未満   |
| 5割以上7割未満   |
| 3割以上5割未満   |
| 3割未満       |

【支援体制構築未実施減算】 【新設】  
所定単位数の90%算定

就労定着支援終了にあたり、企業による職場でのサポート体制や職場定着に向けた生活面の安定のための支援が実施されるよう、適切な引き継ぎのための体制を構築していない場合について、減算する。

## 定着支援連携促進加算の見直し

- 地域の就労支援機関等と連携して行うケース会議の実施を促進する観点から、会議前後にサービス管理責任者と情報を共有することを条件に、サービス管理責任者以外の者が出席する場合でも加算の対象とする。
- この加算は地域の就労支援機関等と連携することにより、地域のノウハウを活用し支援効果を高めていく取組であることから、名称を「地域連携会議実施加算」に変更する。

【現行】

【定着支援連携促進加算】 579単位/回  
(1月につき1回かつ1年につき4回を限度)

- ・ 算定に当たっては、サービス管理責任者の会議参加が必須。



【見直し後】

【地域連携会議実施加算】 (Ⅰ) 579単位/回

- ・ 算定に当たっては、サービス管理責任者の会議参加が必須。

【地域連携会議実施加算】 (Ⅱ) 405単位/回

- ・ 利用者の状況を把握し、支援計画に沿った支援を行う就労定着支援員が会議に参加し、会議の前後にサービス管理責任者に情報を共有した場合に算定。

※算定は(Ⅰ)(Ⅱ)合わせて1月につき1回かつ1年につき4回を限度とする。

## 新たに創設される就労選択支援の円滑な実施①

- 障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する就労選択支援を創設する。(令和7年10月1日施行)

### 対象者

- 就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者
- 令和7年10月以降、就労継続支援B型の利用申請前に、原則として就労選択支援を利用する。また、新たに就労継続支援A型を利用する意向がある者及び就労移行支援における標準利用期間を超えて利用する意向のある者は、支援体制の整備状況を踏まえつつ、令和9年4月以降、原則として就労選択支援を利用する。

### 基本プロセス

- 短期間の生産活動等を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向等整理（アセスメント）を実施。
- アセスメント結果の作成に当たり、利用者及び関係機関の担当者等を招集して多機関連携会議を開催し、利用者の就労に関する意向確認を行うとともに担当者等に意見を求める。
- アセスメント結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所等との連絡調整を実施。
- 協議会への参加等による地域の就労支援に係る社会資源や雇用事例等に関する情報収集、利用者への進路選択に資する情報提供を実施。

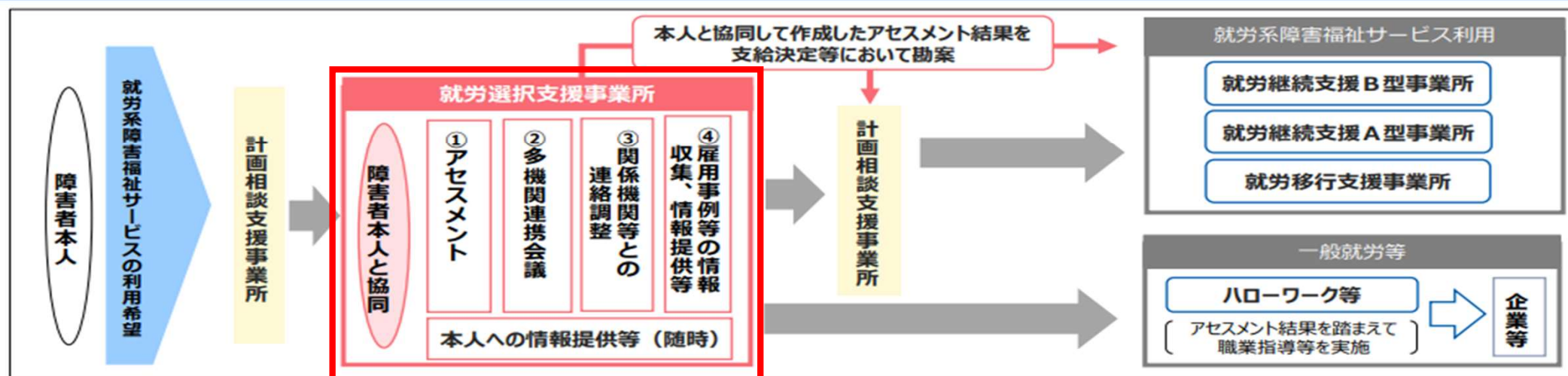
### 基本報酬の設定等

- 就労選択支援サービス費 1210単位/日
- 特定事業所集中減算 200単位/月

正当な理由なく、就労選択支援事業所において前6月間に実施したアセスメントの結果を踏まえて利用者が利用した指定就労移行支援、指定就労継続支援A型又は指定就労継続支援B型のそれぞれの提供総数のうち、同一の事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えている場合について、減算する。

### 支給決定期間

- 原則1ヶ月 1ヶ月以上の時間をかけた継続的な作業体験を行う必要がある場合は、2ヶ月の支給決定を行う。



# 新たに創設される就労選択支援の円滑な実施②

## 実施主体

- 就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものや、これらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると都道府県知事が認める以下のような事業者を実施主体とする。

就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、障害者就業・生活支援センター事業の受託法人、自治体設置の就労支援センター、人材開発支援助成金（障害者職業能力開発コース）による障害者職業能力開発訓練事業を行う機関等

- 就労選択支援事業者は、協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するように努めることとする。

## 従事者の人員配置・要件

- **就労選択支援員** 15：1以上
  - ・ 就労選択支援員は就労選択支援員養成研修の修了を要件とする。
    - ※ 経過措置として、就労選択支援員養成研修開始から2年間は基礎的研修又は基礎的研修と同等以上の研修の修了者を就労選択支援員とみなす。
  - ・ 就労選択支援員養成研修の受講要件としては、基礎的研修を修了していることや就労支援に関して一定の経験を有していることを要件とする。
    - ※ 基礎的研修の実施状況を踏まえ、当面の間（令和9年度末までを想定）は、現行の就労アセスメントの実施等について一定の経験を有し、基礎的研修と同等以上の研修の修了者でも受講可能とする。
  - ・ 就労選択支援は短時間のサービスであることから、個別支援計画の作成は不要とし、サービス管理責任者の配置は求めないこととする。



## 特別支援学校における取扱い

- より効果的な就労選択に資するアセスメントを実施するため、特別支援学校高等部の3年生以外の各学年で実施できること、また、在学中に複数回実施することを可能とする。加えて、職場実習のタイミングでの就労選択支援も実施可能とする。

# 相談支援の質の向上や提供体制を整備するための方策

## ①基本報酬等の充実（算定要件の見直しと単位数の引き上げ）

- 支援の質の高い相談支援事業所の整備を推進するため、算定要件を追加(※)した上で、**基本報酬を引き上げ**  
※「協議会への定期的な参画」及び「基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組への参画」を要件に追加

| 報酬区分    | 常勤専従の<br>相談支援専門員数 | サービス利用支援費 ※ |         |
|---------|-------------------|-------------|---------|
|         |                   | 現行          | 報酬引き上げ  |
| 機能強化（Ⅰ） | 4名以上              | 1,864単位     | 2,014単位 |
| 機能強化（Ⅱ） | 3名以上              | 1,764単位     | 1,914単位 |
| 機能強化（Ⅲ） | 2名以上              | 1,672単位     | 1,822単位 |
| 機能強化（Ⅳ） | 1名以上              | 1,622単位     | 1,672単位 |
| 機能強化なし  |                   | 1,522単位     | 1,572単位 |

- ※1 継続サービス利用支援費、(継続)障害児支援利用援助費も同様に引き上げ  
※2 複数事業所の協働による機能強化型報酬の対象事業所の追加  
「地域生活支援拠点等を構成する事業所」に加えて、「地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保し、協議会に定期的に参画する事業所」を追加

- 主任相談支援専門員加算  
地域の相談支援の中核的な役割を担う相談支援事業所であって、地域の相談支援事業所に助言指導を行う場合に更に評価。

| 現行    | 改正後                                                  |
|-------|------------------------------------------------------|
| 100単位 | <u>(新) 300単位（中核的な役割を担う相談支援事業所の場合）</u><br>100単位（上記以外） |

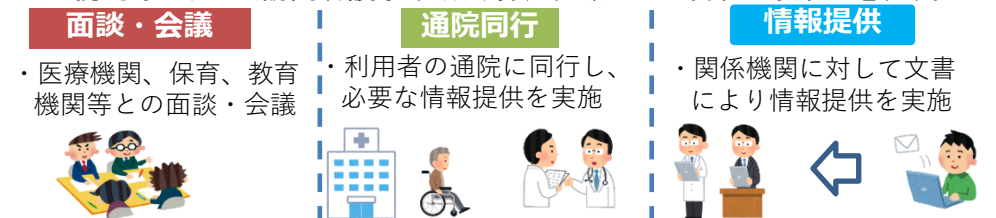
- 地域体制強化共同支援加算（支援困難事例等の課題の協議会への報告）  
算定対象事業所を追加(※2と同じ)

## ③相談支援人材の確保及びICTの活用について

- 市町村毎のセルフプラン率等について国が公表し見える化した上で、今後、自治体の障害福祉計画に基づく相談支援専門員の計画的な養成等を促す方策を講じる。
- 機能強化型事業所で主任相談支援専門員の指導助言を受ける体制が確保されている場合、常勤専従の社会福祉士・精神保健福祉士を「相談支援員」として配置可。
- 居宅訪問が要件の加算について、一部オンラインでの面接を可能とする。
- 離島等の地域において(継続)サービス利用支援の一部オンラインでの面接を可能とするとともに、居宅や事業所等の訪問を要件とする加算を上乗せ等を認める。35

## ②医療等の多機関連携のための加算の拡充等

- 医療等の多機関連携のための各種加算について、加算の対象となる場面や業務、連携対象の追加（訪問看護事業所）、算定回数などの評価の見直しを行う。



| 加算名             | 算定場面            | 現行        | 改正後                                          |
|-----------------|-----------------|-----------|----------------------------------------------|
| 医療・保育・教育機関等連携加算 | 面談・会議           | 100単位     | 計画作成月： <u>200単位</u><br>モニタリング月： <u>300単位</u> |
|                 | <u>(新) 通院同行</u> | —         | <u>300単位</u>                                 |
|                 | <u>(新) 情報提供</u> | —         | <u>150単位</u>                                 |
| 集中支援加算          | 訪問、会議開催、参加      | 各300単位    | 同左                                           |
|                 | <u>(新) 通院同行</u> | —         | <u>300単位</u>                                 |
|                 | <u>(新) 情報提供</u> | —         | <u>150単位</u>                                 |
| その他加算           | 訪問              | 200・300単位 | <u>300単位</u>                                 |
|                 | 情報提供            | 100単位     | <u>150単位</u>                                 |

※通院同行は各病院1回最大3回、情報提供は病院・それ以外で各1回算定可

- 要医療児者支援体制加算等  
医療的ケアを必要とする障害児者等を支援する事業所を更に評価。

| 加算名                       | 現行   | 改正後                                    |
|---------------------------|------|----------------------------------------|
| 要医療児者支援体制加算               | 35単位 | <u>対象者あり：60単位</u><br><u>対象者なし：30単位</u> |
| 行動障害支援体制加算                |      |                                        |
| 精神障害者支援体制加算               |      |                                        |
| <u>(新) 高次脳機能障害者支援体制加算</u> | —    |                                        |

- 支給決定に際して市町村に提出された意思意見書について、本人の同意を得た上で、相談支援事業所がサービス等利用計画案の作成に活用できる旨周知。

# 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定（障害児支援関係） 改定事項について

# 1. 児童発達支援センターの機能強化等による地域の支援体制の充実

## 児童発達支援センター（中核拠点型）

### 新設《中核機能強化加算》22～155単位／日

※ 市町村が地域の障害児支援の中核拠点として位置付ける児童発達支援センターにおいて、専門人材を配置して、自治体や地域の障害児支援事業所・保育所等を含む関係機関等との連携体制を確保しながら、こどもと家族に対する専門的な支援・包括的な支援の提供に取り組んだ場合

|         |                                                                                                    |                                                      |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 体制・取組要件 | (Ⅰ) イ+ロ+ハ全てに適合<br>55～155単位／日                                                                       | ハ 多職種連携による専門的な支援体制・取組<br>(保育士・児童指導員、PT、OT、ST、心理、看護等) |
|         | (Ⅱ) イ+ロ<br>44～124単位／日                                                                              | ロ 障害児支援の専門人材の配置・取組（障害特性を踏まえた専門的支援・チーム支援、人材育成等）       |
|         | (Ⅲ) イ又はロ<br>22～62単位／日                                                                              | イ 地域支援や支援のコーディネート専門人材の配置・取組（関係機関連携・インクルージョンの推進等）     |
| 基本要件    | ●地域における中核機関としての体制・取組<br>・市町村との連携体制、幅広い発達段階に対応する体制、インクルージョン推進体制、相談支援体制等の確保、取組内容の公表、外部評価の実施、職員研修の実施等 |                                                      |

## 児童発達支援事業所・放課後等デイサービス（中核機能強化事業所）

### 新設《中核機能強化事業所加算》75～187単位／日

※ 市町村が地域の障害児支援の中核拠点として位置付ける事業所において、専門人材を配置して、自治体や地域の関係機関等との連携体制を確保しながら、こどもと家族に対する専門的な支援・包括的な支援の提供に取り組んだ場合

## 2. 質の高い発達支援の提供の推進①

- 支援において、5領域（※）を全て含めた**総合的な支援**を提供することを基本とし、支援内容について事業所の個別支援計画等において5領域とのつながりを明確化した上で提供することを求める《運営基準》

（※）「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」

- 5領域とのつながりを明確化した事業所全体の支援内容を示す**支援プログラム**の作成・公表を求める《運営基準》とともに、**未実施減算**を設ける

**新設《支援プログラム未公表減算》**

所定単位数の85%算定 ※令和7年4月1日から適用

## 2. 質の高い 発達支援の提 供の推進②

### 《児童指導員等加配加算》

|       |             |                  |
|-------|-------------|------------------|
| [現行]  | 理学療法士等を配置   | 7 5 ~ 1 8 7 単位/日 |
|       | 児童指導員等を配置   | 4 9 ~ 1 2 3 単位/日 |
|       | その他の従業者を配置  | 3 6 ~ 9 0 単位/日   |
| ↓     |             |                  |
| [改定後] | 児童指導員等を配置   |                  |
|       | 常勤専従・経験5年以上 | 7 5 ~ 1 8 7 単位/日 |
|       | 常勤専従・経験5年未満 | 5 9 ~ 1 5 2 単位/日 |
|       | 常勤換算・経験5年以上 | 4 9 ~ 1 2 3 単位/日 |
|       | 常勤換算・経験5年未満 | 4 3 ~ 1 0 7 単位/日 |
|       | その他の従業者を配置  | 3 6 ~ 9 0 単位/日   |

### 《専門的支援加算・特別支援加算》

|                               |            |                  |
|-------------------------------|------------|------------------|
| [現行]                          | ○専門的支援加算   |                  |
|                               | 理学療法士等を配置  | 7 5 ~ 1 8 7 単位/日 |
|                               | 児童指導員を配置   | 4 9 ~ 1 2 3 単位/日 |
| ↓                             |            |                  |
| [改定後]                         | ○特別支援加算    | 5 4 単位/回         |
|                               | ○専門的支援体制加算 | 4 9 ~ 1 2 3 単位/日 |
|                               | 専門的支援実施加算  | 1 5 0 単位/回       |
| (原則月4回まで。利用日数等に応じて最大6回まで)     |            |                  |
| ※体制加算：理学療法士等を配置 (放デイは2回~6回まで) |            |                  |
| 実施加算：専門人材が個別・集中的な専門的支援を計画的に実施 |            |                  |

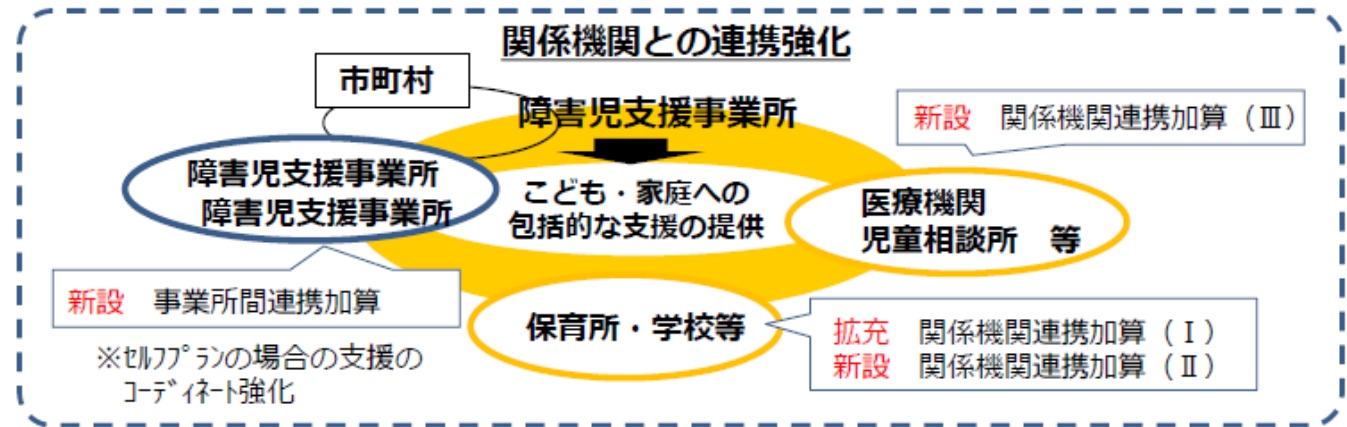
## 2. 質の高い発達支援の提供の推進③

- **基本報酬**について、極めて短時間の支援（30分未満）は算定対象から原則除外するとともに、個別支援計画に定めた個々の利用者の支援時間に応じた評価が可能となるよう、**支援時間による区分**を設ける
  - ・ 支援時間による区分は「30分以上1時間30分以下」「1時間30分超3時間以下」「3時間超5時間以下」の3区分とする（放課後等デイサービスにおいては、「3時間超5時間以下」は学校休業日のみ算定可）
  - ・ 5時間（放デイ平日は3時間）を超える長時間の支援については、延長支援加算を見直し、預かりニーズに対応した延長支援として同加算により評価

## 2. 質の高い発達支援の提供の推進④

### 新設《事業所間連携加算》

- (I) (中核となる事業所) 500単位/回 (月1回まで)
- (II) (連携する事業所) 150単位/回 (月1回まで)
- ※(I) 会議開催等による事業所間情報連携、家族への相談援助や自治体との情報連携等を実施
- (II) 情報連携に参画、事業所内で情報を共有し支援に反映



- こどもの状態等も踏まえながら、通所や帰宅の機会を利用して自立に向けた支援を計画的に行った場合に評価（通所自立支援加算）
- 高校生について、学校や地域との連携の下、学校卒業後の生活を見据えた支援を行った場合に評価（自立支援加算）

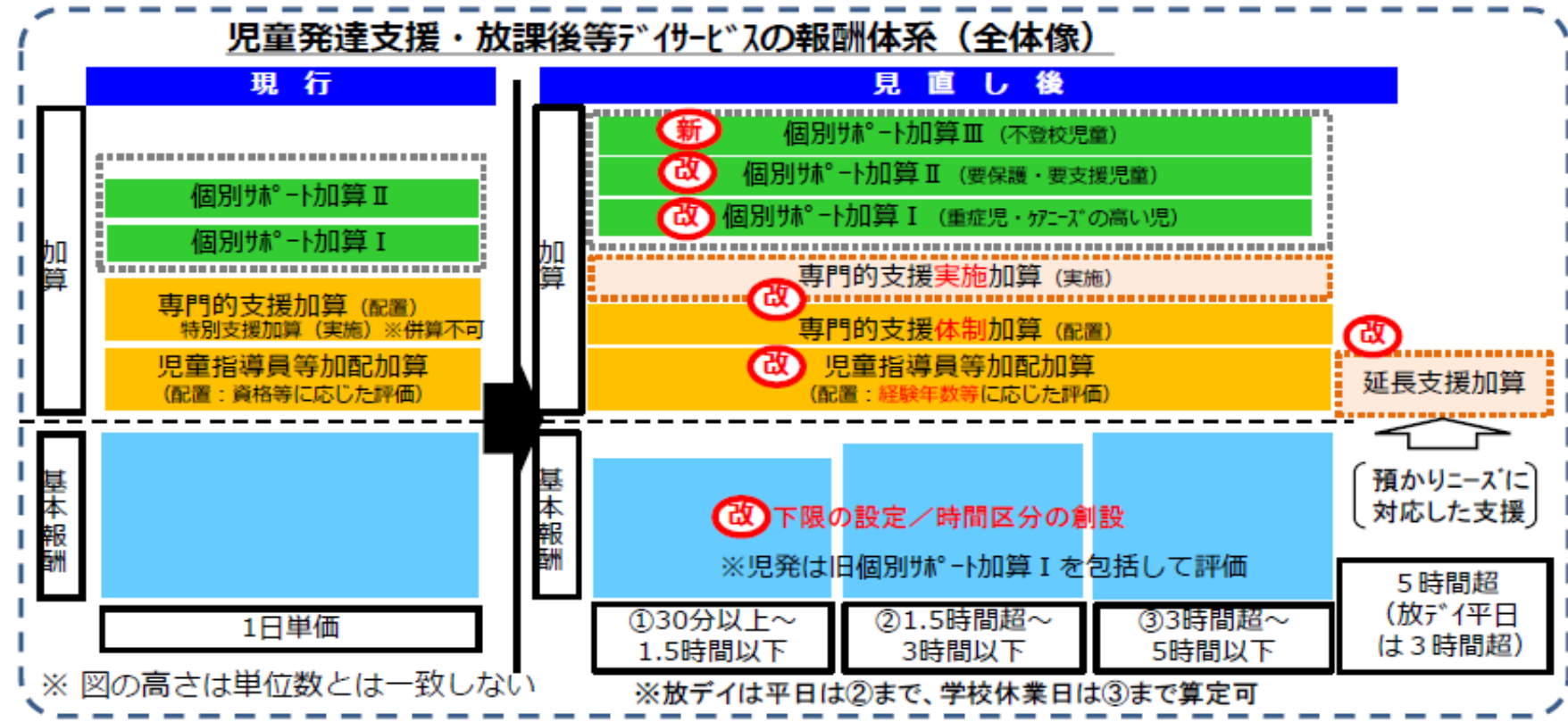
### 新設《通所自立支援加算》60単位/回（算定開始から3月まで）

※学校・居宅等と事業所間の移動について、自立して通所が可能となるよう、職員が付き添って計画的に支援を行った場合

### 新設《自立支援加算》100単位/回（月2回まで）

※高校生（2年・3年に限る）について、学校や地域の企業等と連携しながら、相談援助や体験等の支援を計画的に行った場合

### 3. 支援ニーズの高い児への支援の充実



**新設**《視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算》100単位／日

**新設**《共生型サービス医療的ケア児支援加算》  
400単位／日 （※）看護職員等を1以上配置

## 4. 家族支援の充実

### 《家庭連携加算・事業所内相談支援加算》

#### 【現行】《家庭連携加算》

居宅訪問 280単位（1時間未満187単位）／回（月4回まで）

#### 《事業所内相談支援加算》

（Ⅰ）（個別相談） 100単位／回（月1回まで）

（Ⅱ）（グループ） 80単位／回（月1回まで）



#### 【改定後】《家族支援加算》（Ⅰ・Ⅱそれぞれ月4回まで）

（Ⅰ）個別の相談援助等 居宅訪問 300単位（1時間未満200単位）／回  
施設等で対面 100単位／回

ワライン 80単位／回

（Ⅱ）グループでの相談援助等 施設等で対面 80単位／回

ワライン 60単位／回

- 家族が支援場面等を通じて、こどもの特性や、特性を踏まえたこどもへの関わり方等を学ぶことができる機会を提供した場合に評価（子育てゆ°-ト加算）

#### 新設《子育てゆ°-ト加算》80単位／回（月4回まで）

※保護者に支援場面の観察や参加等の機会を提供した上で、こどもの特性や、特性を踏まえたこどもへの関わり方等に関して相談援助等を行った場合

## 5. インクルージョンの推進

- 訪問先施設に加えて、利用児童の支援に関わる医療機関や児童相談所等の関係機関と連携して個別支援計画の作成やケース会議等を実施した場合に評価（関係機関連携加算）

**新設《関係機関連携加算》** 150単位／回（月1回まで）

- 自己評価・保護者評価・訪問先評価の実施・公表を求める《運営基準》とともに、未実施減算を設ける

**新設《自己評価結果等未公表減算》**

所定単位数の85%算定 ※令和7年4月1日から適用

- **訪問支援員特別加算**について、配置のみではなく当該職員による支援の実施を求めるとともに、経験のある訪問支援員への評価を見直す

《訪問支援員特別加算》 **【現行】** 679単位／日

※保育士等、作業療法士等で障害児支援の業務従事5年以上の職員を配置



**【改定後】** (Ⅰ)業務従事10年以上（又は保育所等訪問等5年以上）850単位／日  
(Ⅱ) 同 5年以上（同 3年以上）700単位／日

- 職種の異なる複数人のチームでの多職種連携による支援について評価（多職種連携支援加算）

**新設《多職種連携支援加算》** 200単位／回（月1回まで）

※訪問支援員特別加算の対象となる訪問支援員を含む、職種の異なる複数人で連携して訪問支援を行った場合

### <ケアニーズの高い児のインクルージョン推進>

- 重症心身障害児等の著しく重度の障害児、医療的ケア児、強度行動障害を有する児へ支援を行った場合に評価（ケアニーズ対応加算・強度行動障害児支援加算）

**新設《ケアニーズ対応加算》** 120単位／日

※訪問支援員特別加算の対象となる訪問支援員を配置し、支援

**新設《強度行動障害児支援加算》** 200単位／日

※実践研修修了者を配置し、強度行動障害を有する児（児基準20点以上）に対して、支援計画を作成し、基礎研修又は実践研修修了者が支援

## 6. 障害児入所施設における支援の充実

被虐待児に対して、関係機関とも連携しながら心理面からの支援を行った場合に評価（要支援児童加算）

**新設《要支援児童加算》**（Ⅰ）（関係機関と連携した支援） 150単位／回（月1回まで）  
（Ⅱ）（心理担当職員による計画的な心理支援） 150単位／回（月4回まで）

### 家族支援の充実

入所児童の家族に対して相談援助や養育力向上の支援等を行った場合に評価（家族支援加算）

**新設《家族支援加算》**（Ⅰ・Ⅱそれぞれ月2回まで）  
（Ⅰ）個別の相談援助等 居宅訪問300単位（1時間未満200単位）／回  
施設等で対面 100単位／回 わうい 80単位／回  
（Ⅱ）グループでの相談援助等 施設等で対面 80単位／回 わうい 60単位／回